



なぜ社員代表を  
選出するの？

## 過半数代表者は「働く者の立場」の代表者です！ Part 1

### 公正・公平に選出して安心して働ける職場を創り出そう！

## そもそも、過半数代表者とは？



各事業場の労働者の過半数の信任を得て、36協定等の労使協定を会社と締結し、就業規則の作成・変更の際に意見を述べる役割を担います。労働基準法等の法令によって規定され、会社側と対等の関係に立ち、事業場で働く労働者の立場で判断し行動する、「働く者の立場」の代表者です。

「労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合は、労働者の過半数を代表する者」が協定を締結したり、委員を推薦すると労働基準法に記されています。

**労使協定締結や就業規則の作成・変更について、「働く者の立場」の代表を民主的に選出することが定められています！**

## 過半数代表者の役割は？

### ① 就業規則に対して労働者の意見を述べる

使用者は就業規則の作成または変更の際に過半数代表者の意見書を付けて労働基準監督署に提出することが労働基準法で定められています(労働基準法第90条)。

就業規則は賃金や業務内容等についての契約書のようなものです。最近では「働き方改革」に関する内容や「休業指示にかかわる就業規則の改正」等について改正が行われ、代表者への意見聴取が行われています。

会社施策の進展や働き方の変化に伴い、就業規則の変更が今後も想定されるため、過半数代表者が「働く者の立場」で意見を述べる事が今まで以上に重要になります！



**就業規則は私たちの労働条件の根幹に関わる極めて重要なものであり、意見を述べる過半数代表者の役割は重要です！**



### ② 労使協定を締結する

使用者が従業員に超勤や休日出勤をさせるには、労働者と使用者が労使協定を結ぶ事が労働基準法で定められています。いわゆる「36協定」であり、使用者がこの協定を結ばずに残業を命じると刑事罰を科せられます(労働基準法第36条)。



**超勤時間の上限は36協定で決まり、その内容は働き方に大きく影響します！  
統括センターの設立や「融合と連携」の進展により、私たちの働き度が高まる中、36協定を締結する過半数代表者の役割は極めて重要です！**

### ③ 法律で決められている委員会の労働者側の委員を推薦する

安全委員会と衛生委員会を統合した安全衛生委員会が開かれる場合、労働災害防止の取り組みを労使一体となり行うため、過半数代表者がその委員を指名することが労働安全衛生法により定められています。

**安全衛生委員会は、安心して働ける環境を築くために職場で発生する問題を議論し、解決していくための重要な場です！**



**過半数代表者の役割について考え、安心して働ける労働環境を実現するために、職場の声を反映する代表者を選出しよう！**